

令和2年6月1日

保護者の皆様へ

神戸市

新型コロナウイルス感染症にともなう神戸市放課後児童クラブ（学童保育）

休会の年間上限回数制限緩和の期間について

このたび、6月15日より小学校の通常開設を再開することとともない、学童保育についても通常の開設時間で運営させていただくこととなりますが、感染拡大を防止するため、引き続き可能なご家庭は家庭保育のご協力をお願いいたします。

つきましては、今年度中（令和2年4月～令和3年3月）は、新型コロナウイルス感染症に関連した休会については、年間上限回数に含まない取扱いを継続いたしますので、詳細は下記をご覧ください。

記

1. 年間上限回数制限を緩和の取扱いについて

休会については、年度内に2か月までとしていますが、新型コロナウイルス感染症に関連した休会については、この回数に含みません。（令和2年4月より適用）

上記の取り扱いを受けるためには、休会届に新型コロナウイルス感染症に関連した休会であることが分かるよう理由を記載してください。

（例）新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけた利用自粛のため、等

2. 休会の年間上限回数緩和期間について

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※ なお、令和3年4月以降につきましては、今後の感染の状況より判断し、改めてご案内いたします。

3. 利用料について

6月の利用料は特別の取扱いせず、通常通り発生いたします。